

し え い じゅうたくとうにゅうきよちゅう ちゅういてん  
市営住宅等入居中の注意点について



や わ た し や く し ょ じゅうたく か ん り か  
八幡市役所住宅管理課

075-983-5767

075-983-1120

※ へいちょうじかん でのんわ けいびいんしつ てんそう  
※ 閉庁時間の電話は、警備員室に転送されます

## どうぶつ しゆく 動物の飼育について



ことり きんぎょいがい どうぶつ いぬ か たにん めいわく ぜったい  
小鳥や金魚以外の動物（犬・ネコなど）を飼いますと、他人に迷惑がかかりますので、絶対に飼わないでください。ただし、特例として、目の不自由な方が盲導犬を飼うことや身体障がい者の方が許可を得て介助犬を飼うことは認められます。

## せいかつおん そうおん 生活音・騒音について



ひるま き おと よる おも ひび せいかつおん  
昼間はそれほど気にならない音でも、夜になると思いのほか響くことがあります、生活音や騒音は気づかずに出していることが多いものです。ステレオや楽器、テレビなどは、時間帯や音量に気を付けて、ボリュームを下げるか、ヘッドホンを使用するなどして配慮していただきますようお願いいたします。また、小さなお子様がいらっしゃるご家庭では、防音対策をお願いいたします。

## ちゅうしゃ 駐車について



にゅうきょしゃ しょうゆう じどうしゃ かなら しょうきょか う ちゅうしゃじょう ちゅうしゃ  
入居者が所有する自動車は、必ず使用許可を受けた駐車場に駐車してください。団地内通路など共同で使用する場所へは駐車しないでください。特に、通路への駐車は、緊急車両の進入の妨げになりますので、駐車しないでください。

## やちん たいのう 家賃などの滞納について



やちん ちゅうしゃじょうしょうりょう きょうえきひ きげん おさ かてい じじょう やちん  
家賃、駐車場使用料、共益費は期限までに納めてください。もし、家庭の事情などで家賃などの支払いが困難となり、滞納の恐れがあるときは、住宅管理課までご相談ください。期限までに家賃などを納めていただかなければ、督促状を発送します。